第十六号様式記載上の注意⑼に次のように加える。

c　法第27条において準用する法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第十六号の二様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

２【半期報告書】

計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号の二様式第二部第１の４及び５を次のように改める。

４【外国会社報告書及びその補足書類】

計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

計算期間　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号の二様式記載上の注意⑷に次のように加える。

c　法第27条において準用する法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第十六号の三様式第二部第１の１及び２を次のように改める。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

２【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号の三様式第二部第１の４及び５を次のように改める。

４【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

５【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日関東財務局長に提出

事業年度　第　期中（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　平成　年　月　日までに関東財務局長に提出予定

第十六号の三様式記載上の注意⑶に次のように加える。

c　法第27条において準用する法第23条の４第１項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「１　有価証券報告書及びその添付書類」、「２　半期報告書」、「４　外国会社報告書及びその補足書類」及び「５　外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

第二十三号様式第２、第二十三号の二様式第２、第二十四号様式第２及び第二十四号の二様式第２中「２年」を「１年」に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第六条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模）

第十条の二　法第百九十三条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（令第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上であることとする。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の六第一号中「第七条第十号」を「第七条第一項第十号」に改める。

第四条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号中「第七条各号」を「第七条第一項各号」に改める。

第六条第一号中「次条」を「次条第一項各号」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

十三　株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者（以下この号において「買付者等」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合に限る。）に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有（同項に定める場合を除く。）に係るもの（前各号に掲げるものを除く。）